

## 令和2年度 社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会事業計画

### 【基本方針】

急激な少子高齢化と独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、貧困、孤独死、自殺など、地域を取り巻く課題が多様化、複雑化し、既存のサービスだけでは対応が難しい状況にあり、その課題解決に向けた取り組みが急がれています。

このような中、国においては『地域共生社会の実現』に向け、地域力の強化、地域住民の地域福祉活動への参加促進、包括的な支援体制づくりなどが進められています。

本会では、様々な課題を解決するため、住民参加を基本とし関係団体と幅広い連携、協働しながら、第4次地域福祉活動計画に掲げた基本目標の達成に向け役職員一丸となり取り組みを進めて参ります。特に、高齢化の進行により日常生活の支援が必要な方々に一層寄り添ったきめ細かなサービスを推進するため地域に出向いたサービス提供のあり方を検討して参ります。

### 【事業計画】

#### 1 地域における支え合い活動の推進

##### (1) 地域福祉啓発活動

###### ① 福祉と健康の集い

- ・ 社会福祉大会の開催
- ・ 福祉チャリティショーの開催
- ・ 福祉バザーの開催

開催日：令和2年11月8日(日)

場 所：葛巻小学校体育館

###### ② 情報提供の充実

わかりやすく読みやすい情報提供に努める。

ア 社協だよりの発行(年4回)

イ 社協ホームページの更新

##### (2) 地域福祉連携推進活動

###### ① 見守り活動の推進

住み慣れた地域で安心して暮らせるように自治会・民生委員の協力を得て、一人暮らし高齢者等の安否確認、見守り活動の充実を図る。

ア シルバーメイト事業の継続

イ 緊急連絡カードの作成・配布(随時)

###### ② ふれあいサロン「やすみっこ」事業の推進

高齢者等の生きがいづくりや介護予防を目的にふれあいサロン事業の充実に努める。

- ・ ふれあいサロン(やすみっこ)開催
- ・ ふれあいサロン強化地区指定(2地区指定)

##### (3) 地域福祉人材育成活動

###### ① 福祉教育の推進

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、引き続き町内全小・中学校、高等学校を全校推進校に指定し、福祉教育の推進に努める。

ア 福祉推進校補助金交付(1校30,000円)

イ 福祉推進校への協力・援助

② 福祉リーダーの育成

地区福祉リーダーの育成に努める。

③ 葛巻町シルバー人材センターの充実

働く意欲ある概ね60歳以上の高齢者の自主的な組織で、地域の家庭や企業、公共団体などから仕事を受注し、会員へ仕事を斡旋・支援します。

ア 仕事の受注      イ 会員の確保      ウ 事業の周知

## 2 地域活動の活性化の推進

### (1) ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの運営

ボランティアの相談・登録・斡旋並びに情報提供やボランティアの育成に努める。

ア ボランティア情報の提供

イ ボランティアの育成・登録

ウ ボランティア講習会・交流会の開催

エ 災害時の広域相互支援及び協力

### (2) 交流活動の推進

世代間交流の推進

自治会毎に子どもから高齢者等の世代間交流活動の推進する。

・ 自治会世代間交流会の推進

### (3) 自殺予防対策の推進

心の健康づくり連絡会を中心に行政、各種団体、関係機関等と連携し、自殺予防対策の推進に努める。

ア こころの健康づくり連絡会との連携

イ 見守り活動の継続

ウ ふれあいサロン活動の継続

エ 相談活動の継続

オ 地域安心生活支援員との連携

## 3 福祉サービスの利用体制の確立

### (1) 情報提供の充実

・ 利用しやすい福祉サービス等の情報提供に努める

・ 各種研修会等へ参加し、福祉サービス等の情報を提供する。

また、町の広報誌、社協だより、社協ホームページ、くずまきテレビ、で情報を提供する。

## (2) 相談体制の充実

### ① 心配ごと相談所の開設(月3回開催)

住民の心配ごとや悩み事に応じるため、心配ごと相談所を開設する。  
・関係機関と連携し、総合的な相談体制を図る。

### ② 高齢者相談

地域の高齢者に対する総合相談窓口である地域包括支援センターと連携する。

### ③ 法律相談

法的トラブルに対応するため、法的知識や経験を有する機関との連携を図る。

ア 法テラスとの連携

イ 町の法律相談との連携

### ④ 相談先一覧表の作成

## (3) 地域サービス基盤の充実

### ① 地域で暮らすための基盤づくり

高齢者や障がい者が地域で暮らし続けるための基盤づくりの充実に努める。

ア オレンジカフェの開催

イ 出前食堂(仮称)の試行

## 4 福祉サービス利用への支援

### (1) 福祉サービスの利用援助

#### ① 窓口業務時間の延長

利用者の支援のため、窓口業務時間を延長する。

・ 毎週木曜日(午後5時15分から午後7時まで)

#### ② 生活福祉資金貸付事業の推進(県社協委託事業)

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等の自立更生を目的に資金の貸付を行う。

ア 生活福祉資金の貸付と援助指導

イ 滞納者への償還指導及び督促の実施

#### ③ たすけあい金庫資金貸付事業の推進(町社協事業)

生活困窮者で緊急の出費を要する方に自立更生を目的として、資金の貸付を行う。

ア たすけあい金庫資金の貸付と援助指導

イ 滞納者への償還指導及び督促の実施

### (2) 利用者の権利擁護

#### ① 権利擁護事業の推進(県社協委託事業)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で日常的な金銭管理等

が困難な方を支援する日常生活自立支援事業の推進を図る。

ア 制度の周知

イ 利用者の拡充

② 成年後見制度の推進

精神障がい者、認知症等の方の財産を管理し、その方の不利益にならないように支援する成年後見制度の周知を図る。

・ 制度の周知

③ 苦情解決制度の推進

社協が実施する福祉サービスに対しての、利用者の苦情等に適切に対応し、福祉サービスの信頼性の向上に努める。

・ 制度の周知

5 地域の協働による地域福祉づくり

(1) 地域・事業者、行政と連携・協働

① 福祉活動事業の推進

自治会が行う福祉活動への支援として、福祉事業補助金を交付する。

・ 自治会の福祉事業への支援

(見守り活動、高齢者お楽しみ会、友愛訪問、除雪等)

(2) 行政との協働

① 高齢者の居場所確保

高齢者の居場所づくりのため「あったかサロン」を開催する。

・ あったかサロン開催(週2回)

6 安心して暮らせる地域づくり

(1) ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの導入

健常者も障がい者も誰もが住みやすく暮らしやすい町づくりの推進のため、行政と連携し、ユニバーサルデザインの導入と普及に努める。

(2) 緊急時・災害時の要援護者の支援

緊急時や災害時等における要援護者の安否確認や救援を図るため、行政と連携し、要援護者の支援体制を構築する。

ア 要援護者の見守り支援活動の推進

イ 災害見舞金の交付

ウ 行政、関係機関、支援者との情報共有

(3) 在宅福祉の支援

① 配食サービスの実施

ひとり暮らし高齢者世帯等の安否確認や話し相手などを兼ねた配食サービスを実施する。

ア 実施回数：月4回(1食350円)

イ 配達ボランティアの確保

② 外出支援サービス事業

障がい者等の通院を支援するため、外出支援サービスを実施する。

ア 運転手の確保

イ 従事者研修会の開催

③ 介護者リフレッシュ事業

在宅で介護をしている方が家族を対象に、日常の介護から一時的に離れ、心身ともにリフレッシュできるように、介護者同士の情報交換・交流の機会の提供や入浴・昼食券の交付を行う。

ア 介護者の集い開催(年1回)

イ 無料入浴・昼食券の配布(年1回)

④ おたっしやの会の開催

ひとり暮らしの高齢者を対象に孤独感の解消を目的として「おたっしやの会」を年2回開催する。

⑤ 日常生活用具の貸出

障がい者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の貸出をする。

ア 車イスの貸出

イ 介護用ベットの貸出

⑥ 子育て支援事業

子育て支援を目的に新生児を養育する保護者に対し、紙オムツ券の交付やチャイルドシートの貸出を行う。

ア オムツ給付券の交付(新生児20,000円)

イ チャイルドシートの無料貸出(クリーニング代として1,650円)

ウ 子どもの遊び場の維持管理(修理・塗装・撤去等)

⑦ 除雪支援事業の推進

自力で除雪が困難な1人暮らし高齢者等に対し、地域での除雪支援体制の推進を図る。

ア 自治会へ除雪支援の要請

イ シルバー人材センターとの連携

ウ 低所得高齢者世帯の除雪支援

⑧ ぬくもり助成事業

高齢者や障がい者等のいる低所得者世帯に対し、冬期間の経済的負担の軽減を図るため、ぬくもり助成金を交付する。

- ・ ぬくもり助成金の交付(一世帯3,000円)

⑨ 障がい者の地域生活移行支援

障がいをもつ人ももたない人も地域で明るくその人らしく生活できる地域づくりを推進する。

- ・ 3障がい交流会の開催(年2回)

⑩ 生活困窮者自立支援事業

いわて県中央生活支援相談室等の関係機関と連携し、自立に向けた相談窓口の設置、就労支援、家計改善の支援、住居確保の支援等を行う。

⑪ すずらん工房の運営

在宅の精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者の方々の親睦と社会復帰及び社会参加の促進を目的にすずらん工房の管理運営に努める。また、令和3年度内にすずらん工房の施設整備に向けた準備に取り組む。

ア 就労の場の確保

イ 利用者工賃の向上

ウ 施設整備の促進(令和3年度すずらん工房完成予定)

7 社会福祉協議会の組織・財政基盤の強化

(1)組織運営の強化

・ 役職員の研修

(2)財政基盤の強化

財源の確保

ア 補助金、委託金の確保

イ 寄附金の拡大

ウ 各種助成金の活用

エ 福祉基金の活用

オ 共同募金配分金の活用

(3)福祉団体への協力援助

事務・事業の支援

ア 日本赤十字社岩手県支部葛巻町分区への支援

イ 葛巻町共同募金委員会への支援

ウ 葛巻町民生児童委員協議会への支援

エ 葛巻町老人クラブ連合会への支援

オ 葛巻町身体障害者福祉協議会への支援

カ 葛巻町手をつなぐ親の会への支援

キ ボランティア団体への支援

ク 葛巻町シルバー人材センターへの支援